（労働保険料滞納事業者等に対する不支給）

第七条の五　第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野雇用管理制度助成コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金は、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者に対しては、支給しないものとする。

附　則

1　（略）

（建設労働者技能実習コース助成金に関する暫定措置）

2　岩手県、宮城県又は福島県の区域内に所在する事業所の中小建設事業主等に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項二号イの適用については、当分の間、同号イ⑴中「経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうちその雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このイ及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、五分の三））」とあるのは「経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額。以下同じ。）（中小建設事業主（その雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このイ及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）を除く。）にあっては、経費の額の五分の四）」と、同号イ⑵中「負担した額の五分の四（中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、五分の三））」とあるのは「負担した額（以下「負担額」という。）（中小建設事業主（特定小規模建設事業主を除く。）にあっては、負担額の五分の四）」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第二項第一号イの再就職援助計画又は同項第二号イの求職活動支援基本計画書を提出した事業主に対する当該再就職援助計画又は当該求職活動支援基本計画書に係る再就職支援コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）第百二条の五第九項から第十一項までの規定は、施行日前に旧雇保則第百二条の五第七項第一号の規定による雇入れを行った事業主が、施行日後に新雇保則第百二条の五第九項第一号イの職業訓練計画を提出した場合についても適用する。

（労働保険料滞納事業者等に対する不支給）

第七条の五　第七条の二の規定にかかわらず、建設労働者確保育成助成金は、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者に対しては、支給しないものとする。

附　則

1　（略）

（建設労働者確保育成助成金に関する暫定措置）

2　岩手県、宮城県又は福島県の区域内に所在する事業所の中小建設事業主等に対する建設労働者確保育成助成金の支給に係る第七条の二第二号ハの適用については、当分の間、同号ハ⑴中「経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうち、その雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このハ及びニにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、その他の中小建設事業主にあっては五分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三））」とあるのは「経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額。以下同じ。）（中小建設事業主（その雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このハ及びニにおいて「特定小規模建設事業主」という。）を除く。）にあっては、経費の額の五分の四）」と、同号ハ⑵中「負担した額の五分の四（中小建設事業主のうち、特定小規模建設事業主にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、その他の中小建設事業主にあっては五分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三））」とあるのは「負担した額（以下「負担額」という。）（中小建設事業主（特定小規模建設事業主を除く。）にあっては、負担額の五分の四）」とする。